

竹富町島々応援クーポン事業交付金交付要綱

令和2年7月8日告示第39号

改正 令和2年8月12日告示第41号

改正 令和2年8月18日告示第43号

(趣旨)

第1条 町長は、「竹富町島々応援クーポン事業」(以下「本事業」という。)における交付金の交付については、予算の範囲内で交付するものとし、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱(令和2年5月1日府地創第127号)及び竹富町補助金等交付規則(昭和56年6月4日規則第4号)に定めるもののほか、この要綱で必要な事項を定めるものとする。

(事業目的)

第2条 本事業は、県をまたぐ移動の自粛が解除されたことを受け、新型コロナウイルス感染症拡大により落ち込んだ旅行需要の早期回復を図るため、来訪者に対し、町内で利用できるクーポンの発行を実施し、来町の動機づくり及び需要喚起を促すことで、現地消費額の増による落ち込んだ地域経済の再活性化を図ることを目的とする。

(対象事業者)

第3条 交付金の交付対象となる者(以下「対象事業者」という。)は、次に掲げる者とする。

- (1) 令和2年3月31日時点で、町内に事業所があり営業の実態がある法人、個人事業者
- (2) 令和元年分(平成31年)の町税等の納付を行っている者
- (3) 各施設における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドラインを策定・掲示している者
- (4) 宿泊施設においては、町と新型コロナウイルス感染症拡大防止対策協力協定を締結している者
- (5) その他町長が認める者

(対象経費)

第4条 交付金対象経費は、1施設ごとに1人あたり1回10,000円を上限とし、回収されたクーポンの額とする。

(交付金交付対象期間)

第5条 本事業の対象となる期間は、令和2年7月30日から令和2年10月31日までとする。

(参加申請)

第6条 本事業への参加を希望する者は、次に掲げる書類を町長に提出することとする。

- (1) 参加申請書(様式第1号)
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドラインの写し
- (3) 竹富町新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(休業協力金)の交付を受けていない者は、本人確認書類(運転免許証、パスポート等)及び義務履行確認書、営業の実態が確認できるもの(営業許可証等)、振込口座が確認できるもの

(参加・不参加の決定)

第7条 町長は、本事業への参加申請があったときは、申請内容を審査し、不参加と認めた事業者のみ、その旨を通知する。

(実績報告)

第8条 対象事業者は、月毎又は対象期間後に実績報告書(様式第3号)を提出するものとする。

- (1) 実績報告書は、末日締めで翌月10日までに町長に提出するものとする。
- (2) 本事業対象期間終了後の実績報告を最終報告とする。

(交付金の請求)

第9条 対象事業者が、交付金の支払いを受けようとする場合は、第8条第1項に規定する実績報告書とともに請求書(様式第4号)を町長に提出するものとする。

- 2 請求書は、使用済クーポンを添付し、原則事務局へ持参とするが、やむを得ない理由により郵送する場合は、郵送用請求書(様式第5号)にて提出するものとする。

(交付金の支払い等)

第10条 町長は、前条に従って交付金の請求があった場合、適正な交付金の請求書を受理した日から30日以内に対象事業者に交付金を支払うものとする。

(交付金の交付条件)

第11条 交付金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本要綱の規定に従うこと
- (2) 対象事業者は、本事業に関する帳簿及び証拠書類を揃え、事業実施年度の翌年度から5年間保管しておくこと
- (3) 対象事業者は、自己または自社の役員等が次のいずれにも該当しないこと
 - (ア) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (イ) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77

号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

- (ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員に対して賃金等を提供し、便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 対象事業者は、前号の(イ)から(キ)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならないこと

(状況報告及び調査)

第12条 町長は、必要に応じて対象事業者から状況報告を求めることができ、またその報告に対して調査することができる。

(交付金の支払停止)

第13条 対象事業者が本要綱の規定に違反した場合及び不正な申請を行った場合、町長は交付金の全部又は一部の支払いを停止することができる。そのほか、町長が適正でない利用と認めた場合も同様の措置とする。

(交付金の返還)

第14条 対象事業者が本要綱の規定に違反した場合及び不正な申請を行った場合、町長は支払い済の交付金についてその返還を命じるものとする。そのほか、町長が適正でない利用と認めた場合も同様の措置とする。

2 前項の命令を受けた対象事業者は、町長が指定する期日までに、遅滞なく交付金を返還しなければならない。

(その他)

第15条 本要綱に定めのない事項が発生したときは、町長と対象事業者で協議の上、決定する。

附 則

この要綱は、令和2年7月8日から施行し、令和3年3月31日をもって失効する。